

4. 入園決定となった方へ

(1) 慣らし保育について

入園後、徐々に環境に慣れていただくため、各保育施設では、「慣らし保育」を行います。「慣らし保育」の期間や時間は、お子様の年齢などにより異なりますが、通常、入園後数日間から2週間程度です。期間や時間については、見学時に保育施設へご確認ください。

(2) 延長保育について

保育施設によっては、延長保育（有料）を実施しています。利用時間、延長保育料金、対象年齢については、各保育施設の実施状況（P28～P62 参照）を確認していただき、入園後、各保育施設へ、直接お申し込みください。

なお、延長保育は保護者の就労状況などで必要な場合に利用できますが、利用に当たっては、お子様への長時間保育の影響を考慮し、保育施設と詳細な面接の上での利用となります。

※保育の必要性に応じた区分「保育標準時間（11 時間）」と「保育短時間（8 時間）」では、延長保育の利用時間等が異なります。

【例 A保育園の場合】

保育標準時間（開所時間）：午前7時30分～午後6時30分 延長保育：午後6時30分～午後7時

保育短時間：午前9時～午後5時 延長保育：午後6時30分～午後7時

開所時間内での延長保育：午前7時30分～午前9時

及び 午後5時～午後6時30分



※開始及び終了時間は、保育施設により異なります。

(3) 育児休業取得中に入園の申込みをした場合

入園決定月の末日までに職場復帰することを条件に入園決定としますので、期限までに復帰しない場合は、入園決定の取り消し、又は退園となります。なお、勤務先の就労規定で、月途中の復帰ができない場合のみ、利用開始月の翌月1日付の復帰を認めています。

(4) 求職活動中・内定で入園した場合

3か月間の期限付き入園となります。入園後3か月以内に就労を開始し、在職証明書を提出することにより、引き続き在園が可能となります。

【在園の要件】

居宅外労働・自営	月48時間以上の就労が常態であること
居宅内労働	月48時間以上の就労で、かつ平均月収1万円以上が常態であること

在園の要件を満たさない場合は、就労での保育の必要性があるとは認められず、退園となります。

(5) 出産、疾病、介護で入園した場合

期限付きの入園となり、事由が消滅すると、退園となります。

【在園の要件と期限】

妊娠・出産	出産予定日の2か月後の末日
疾病	治癒した月又は治療等の必要がなくなった月の末日
介護・看護	介護の事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日

※ 疾病、介護・看護の事由の場合は、引き続き利用可能な場合がありますので、事前に保育幼稚園課へお問い合わせください。

5. 入園保留（待機）となった方へ

○申込書の有効期間

申込内容は、平成29年度中（平成30年3月入園分まで）有効となり、変更等ない限り当初の指数に基づき、毎月利用調整を行います。利用調整結果通知書は、入園決定となったとき、又は希望変更や事由の変更等（在職証明書の提出等）をしたときのみ、送付します。

なお、平成30年4月以降の入園については、新たに、平成30年度の申込みが必要となります。

○希望変更・事由等の変更

希望保育施設の変更・追加や保育の必要性の事由等に変更（就労開始、転職、就労時間や日数の増減、内定、離婚、婚姻等）があった場合は、希望変更届や在職（内定）証明書等を各月の締切日までに提出すると、翌月分から保育の必要性を再認定し、利用調整を行います。

6. 支給認定について

保育施設の利用申込みをすると、教育・保育の必要性に応じ支給認定証が交付されます。

(1) 支給認定の区分

支給認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	教育を希望する満3歳以上の就学前の子ども	セント・ベル、たてまち、本町、みころも、横川、元八王子の各幼稚園、ココファン・ナーサリー八王子北館、せいがの森子ども園(仮称)
2号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳以上の就学前の子ども	保育園、認定こども園(P28~P62 参照)
3号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(P28~P62 参照)

☆ 支給認定証の有効期限について

1、2号認定の場合は就学前まで、3号認定の場合は満3歳の誕生日の前々日までです。ただし、以下の要件については有効期限があります。

- ①「求職活動中」「内定」「月48時間未満の就労」で保育認定の場合は、3か月間
- ②「出産」のため保育を必要とする場合は、出産予定日の2か月後の末日まで
- ③「就学」のため保育を必要とする場合は、卒業又は修了予定日の属する月の末日まで

※ 幼稚園の入園については、希望する園で手続きをしてください。

なお、幼稚園一覧等についてはP63~P64をご参照ください。

(2) 保育の必要性の事由

保護者の状況が次のいずれかに該当し、保育を必要とする場合に利用申込みができます。

1. 就労している場合
2. 妊娠・出産の場合（出産予定月とその前後 2 か月ずつ計 5 か月間）
3. 疾病（入院又は療養中）・障害の場合
4. 介護・看護に従事している場合
5. 災害の復旧にあたっている場合
6. 求職活動中の場合
7. 就学している場合
8. その他、保育が必要と特別に認められる場合

※ 原則買い物やリフレッシュ等、保育の必要性の事由に該当しない理由で保育施設を利用することはできません。

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定の方は、保護者の就労状況等に応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育利用時間が異なります。

※ 保育利用時間は各施設で異なります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	●原則週30時間以上*の就労・内定・就学 ●妊娠・出産、疾病、障害、介護・看護 ●災害復旧 ●社会的養護が必要
保育短時間	1日最大8時間	●週30時間未満の就労・内定・就学 ●求職活動中、介護・看護 ●育児休業中

※ 週30時間未満の就労であっても、通勤時間、勤務時間等の事情で、保育施設が設定する保育時間を越えてしまう場合は、保育標準時間に該当する場合があります。